

(趣旨)

第1条 楽天銀行株式会社からの寄附による「楽天銀行10周年記念奨学金」に基づく奨学資金の運用については、この細則に定めるところによる。

(奨学金)

第2条 前条に掲げる奨学金により給付する学資を楽天銀行奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(運営委員会)

第3条 この奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学国際交流委員会をもってこれに充てる。

(奨学生の資格)

第4条 奨学金を給付される学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 人物及び学業ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められる私費留学生
- (2) 原則としてアジア、アフリカ、オセアニア（オーストラリア及びニュージーランドを除く。）及び中南米の国籍を有する者で、在留資格「留学」を有するもの
- (3) 学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。）の正規生

(奨学金の交付の期間及び額)

第5条 奨学金を交付する期間は、第10条に規定する場合を除き、原則として4年間とする。

2 奨学金の交付の額は、月額10万円とする。

(願書の提出)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、次に掲げる書類を基幹教育院長に提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 日本留学試験成績通知書の写し
- (3) 在留カード、特別永住証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、出願者が本人であることを確認するに足りるものの写し

(奨学生の決定)

第7条 基幹教育院長は、前条の出願者のうちから1人を選考の上、総長に推薦する。

2 総長は、前項により推薦された者について運営委員会の議を経て、奨学生を決定する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金の交付に関する事務は、財務部経理課において行う。

(奨学金の交付の停止等)

第9条 総長は、奨学生が休学、長期にわたる欠席又は留年したときは、学部長の報告に基づき、当該事実の発生した日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である場合は、その日が属する月）分からの奨学金の交付を停止する。

第10条 総長は、前条の停止事由が消滅したときは、部局長の報告に基づき、停止事由が消滅した日の属する月分からの奨学金の交付を再開することができる。

2 前項の規定により奨学金の交付が再開された場合の交付の期間等については、運営委員会がその都度定めるものとする。

(奨学金の交付の取消)

第11条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学部長の報告に基づき、当該各号に該当する日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である場合は、その日が属する月）から奨学金の交付を行わないものとする。

- (1) 休学し、復学の見込みがなくなったとき。

- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 退学又は除籍になったとき。
- (4) その他第4条に規定する奨学生の資格を失ったと認められるとき。

第12条 次の各号のいずれかに該当する事情が生じた場合、奨学生の追加補充を行うものとする。

- (1) 奨学生が、奨学金の給付を辞退したとき。
- (2) 前条の規定により奨学生が、奨学金の交付を取消されたとき。

2 前項の規定により奨学生の追加補充を行う場合の手続その他必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(報告)

第13条 第10条及び前条の規定により、奨学金の交付の再開又は奨学生の追加補充を行った場合は、楽天銀行に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成24年3月21日から施行する。

附 則 (平成24年度九大細則第3号)

この細則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年度九大細則第2号)

1 この細則は、平成25年5月29日から施行する。

2 この細則による改正後の楽天銀行奨学資金運用細則第5条第2項の規定は、平成25年度に奨学生として決定される者から適用し、平成24年度以前に奨学生として決定されている者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年度九大細則第4号)

この細則は、令和3年5月1日から施行する。